

委員会提出議案第10号

さいたま市議会基本条例制定に関する決議

日本国憲法は、第93条第2項において「地方公共団体の長」と「議会の議員」を住民が直接選挙することを定め、議会が執行機関と独立・対等の関係に立ち自治体運営にあたる二元代表制を採っている。

平成12年の地方分権一括法の施行による、機関委任事務の廃止及び国の関与の見直し等によって、自治体の裁量権が拡大し、自己決定・自己責任の原則のもと、自主的、自立的な団体自治の道が開かれた。

この地方分権の進展に伴い、多様な住民意思を反映し、合議によって自治体の意思・政策決定を行う「住民の代表機関」である議会の監視・調査機能、独自の政策立案機能等のさらなる強化が求められている。

また、審議の過程や結果についての住民への情報公開と説明責任の拡大等、議会と住民との関係の再構築が重要な課題となっている。

真の分権型社会を先導する大都市として、増大する行政課題に迅速かつ適切に対応するための、独自性、自立性を発揮する議会のあり方について、議会自らが改革の方向性を示すことは時代の要請といえる。

よって、さいたま市議会は、二元代表制のもと、真に住民の信託に応える、開かれた議会、自立した議会の実現に向け、議会の基本的な役割とその組織・機能・権限等を定め、議員の職務を明確にする「さいたま市議会基本条例」を、平成22年2月定例会に制定することを目指す。

以上、決議する。

平成20年6月11日提出

さいたま市議会議会改革推進検討特別委員会

委員長 武 笠 光 明